

事 務 連 絡

平成24年6月6日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

厚生労働省医薬食品局安全対策課

コチニール等を含有する医薬品、医薬部外品及び化粧品への
成分表示等の追加について

コチニール等を含有する医薬品、医薬部外品及び化粧品（以下「医薬品等」という。）の取扱いについては、「コチニール等を含有する医薬品、医薬部外品及び化粧品への成分表示等について」（平成24年5月11日付け薬食審査発0511第1号及び薬食安発0511第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び同安全対策課長通知）において、コチニール、カルミン、カルミン・コンジョウ被覆雲母チタン及びカルミン被覆雲母チタンを含有する医薬品等について情報収集の徹底及び注意喚起のための表示の整備を行うこととしましたが、これらの成分に加えて以下の成分を含む医薬品等についても、同様の取扱いを行うこととしますので、貴管下の関係の医薬品等の製造販売業者及び関係団体等に対して周知及び指導方よろしく申し上げます。

黄酸化鉄・カルミン被覆雲母チタン

黒酸化鉄・カルミン被覆雲母チタン

ベンガラ・カルミン被覆雲母チタン